

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 アライブ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

笠松町指定 第2190600110号

重要事項説明書

社会福祉法人高佳会が設置・運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（事業所名）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 アライブ（以下、「当事業所」といいます。）は、利用者に対して、居宅介護サービスを各利用者との契約に基づき提供します。

当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇ 目 次 ◇

1. 運営事業者	2 頁
2. 事業者の概要	2 頁
3. 事業実施地域及び営業時間	2 頁
4. 居宅介護サービスの提供における留意事項	2 頁
5. 勤務体制の確保等	4 頁
6. 居宅介護サービスの終了に伴う援助について	5 頁
7. 居宅介護サービスに関する相談・苦情の受付について（契約書第8条参照）	5 頁
8. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱いの順守について	5 頁
9. 当事業所が提供する居宅介護サービスと利用料金について	6 頁
10. 利用料金のお支払い方法	15 頁

1. 運営事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人高佳会
- (2) 事業所名 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 アライブ
- (3) 法人所在地 〒500-8008 岐阜市玉井町17番地
- (4) 電話番号 058-372-3510
- (5) 代表者氏名 理事長 高田 良彦
- (6) 設立年月日 平成13年7月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 アライブ
- (2) 事業所の所在地 〒501-6063 笠松町長池字宮代352-1
笠松いきいき倶楽部内
交通機関 名鉄笠松駅から徒歩30分
- (3) 電話番号 058-372-3510
FAX番号 058-325-8855
- (4) 管理者氏名 武藤 一樹

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島郡笠松町
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間 (16:00～9:00までは夜間対応)
- (4) サービス以外の受付時間は、9:00～16:00

※ 土日祝日及び、12月29日～1月3日を除きます。

4. 居宅介護サービスの提供における留意事項

- (1) 居宅介護サービスを行う訪問介護員
サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- (2) 訪問介護員等の交替
 - (ア) 利用者からの交替の申し出
選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。
 - (イ) 当事業所からの訪問介護員等の交替
当事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合に利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 地域連携（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

当事業所の従業者によって適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であり、且つ利用者の処遇に支障がないときは、事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、委託する事ができ、委託先の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとしします。

(4) 居宅介護サービス実施時の留意事項

(ア) 定められた業務以外の禁止

居宅介護サービスの利用にあたり、利用者は「9. 当事業所が提供する居宅介護サービスと利用料金について」で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

(イ) 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。但し、当事業所は居宅介護サービスの実施に当って利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(ウ) 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

(エ) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問介護の提供に当たり、利用者宅に設置する専用のキーボックスにて保管する事にします。

キーボックスは無償で提供いたします。契約終了時に、キーボックスはご返却いただきます。

(オ) ケアコール機器の貸し出しについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の提供に当たり、必要に応じて利用者宅に緊急通報用のケアコール機器を設置します。ケアコール機器は無償で貸し出しいたします。契約終了時に、ケアコール機器はご返却いただきます。

(カ) モバイル端末の設置について

サービス提供の記録については、モバイル端末を活用して記録を取ります。状況に応じてモバイル端末を利用者宅に設置させていただく場合があります。モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。契約終了時に、モバイル端末を設置している場合、モバイル端末をご返却いただきます。

※ 当事業所から利用者宅に設置した「キーボックス」「ケアコール機器」「モバイル端末」が、利用者及びその関係者の過失にて破損したことが明らかな場合、それぞれの機器の実費相当額を当事業所に対してお支払いいただきます。

(5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (ア) 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
- (イ) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- (ウ) 飲酒及び喫煙
- (エ) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (オ) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 提供の拒否の禁止

利用者からの居宅介護サービスの申し込みに対して、当該事業所の人員体制上等の問題から利用申し込みに応じることができない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切な居宅介護サービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、当事業所は拒否することができません。

(7) 居宅介護サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、居宅介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の居宅介護サービス事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じます。

(8) 受給資格等の確認

居宅介護サービスの提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。

(9) 身分証の携行

訪問介護員等は利用者が安心して居宅介護サービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

(10) サービス提供記録用紙

居宅介護サービスを提供した記録については、モバイル端末を活用して記録を行います。記録用紙については、利用者又は家族から申し出があった場合に提示します。

(11) 事業の開始年月日

2024年2月1日

(12) 当事業所は、事務室・相談室及び感染症予防に必要な設備または備品を備えます。

5. 勤務体制の確保等

(1) 当事業所は、利用者に対し適切な居宅介護サービスを提供できるよう、適切な勤務の体制を定めます。

(2) 事業所は従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。

- (ア) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (イ) 定期的研修 適宜

6. 居宅介護サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、居宅介護サービスを終了・変更することができます。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状態が自立と判断された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5) 利用者が死亡した場合
- (6) サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

7. 居宅介護サービスに関する相談・苦情の受付について（契約書第8条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	担当者 武藤一樹
受付時間	9:00～16:00（毎週月～金曜日） ※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。
電話番号	058-372-3510

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

笠松町 福祉健康センター 健康介護課	所在地 岐阜県羽島郡笠松町長池408番地の 電話番号（直通） 058-388-7171 受付時間 8:30～17:00（毎週月～金曜日） （土日祝日及び12月29日～1月3日までを除く）
岐阜県国民健康保険 団体連合会介護・障害課 （岐阜県国保連合会）	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福 祉・農業会館 電話番号 058-275-7635 （苦情専用） 058-275-9826 受付時間 8:30～17:00（毎週月～金曜日） （土日祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

8. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の順守について

〔平成11. 3. 31. 厚令三十七に基づく〕

- (1) 個人情報の収集は、介護関係並びに関係事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、別途取り交わす「個人情報に関する同意書」にて、定めた内容に基づき、適切に取り扱います。

9. 当事業所が提供する居宅介護サービスと利用料金について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、24 時間計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

(イ) 運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

(ウ) 職員体制

職種	職務の内容	人員数
①管理者	・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令	1 名（常勤兼務）
②オペレーター	・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言	提供時間を通じて 1 名以上（常勤兼務）
③計画作成責任者	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理	1 名以上（常勤兼務）
④定期巡回サービス訪問介護員	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な利用者宅巡回訪問	必要な人数（常勤兼務）
⑤随時対応サービス訪問介護員	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問	提供時間を通じて 1 名以上（常勤兼務）

(エ) サービスの内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、以下の2つの場合があります。

- イ) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
- ロ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

① 利用者負担金

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

② 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

イ) 定期巡回サービス	訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。
ロ) 随時対応サービス	利用者・家族からの通報を受け、24時間オペレーター（専門職）が対応するサービスです。
ハ) 随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。
ニ) 看護サービス	アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時状況に応じて看護サービスを行う。

- ✧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- ✧ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ✧ 随時訪問サービスの提供にあたっては、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
- ✧ 訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

③ サービス利用料金

サービス利用料金については、契約書別紙1「定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料金表（利用者負担金）」の通りとします。利用料金に変更がある場合は、

契約書別紙 1 を差し替え、その都度覚書を締結します。

④ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者が実費分をご負担いただきます。
ロ) モバイル端末	サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

⑤ 請求について

利用者は、「10. 利用料金のお支払い方法」からいずれかを選択し、利用者負担額をその選択した方法にて支払います。

⑥ サービスのキャンセル

利用者がサービスの利用の中止を選択する際は、速やかに事業者までご連絡ください。利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけお早めに事業者までご連絡ください。直前でのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護をサービスキャンセルした場合】

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日まで	無 料	
サービス利用の当日	500 円	税別

(オ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- ① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないものです。ただし、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより、把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時にかかわらず居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的内容を定める事ができます。
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

(カ) 介護・医療連携推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、地域に密着し開かれたものとするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会が義務付けられています。
- ② 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
- ③ 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、介護保険課担当者、有識者等です。
- ④ 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(キ) 指定訪問看護事業所との連携（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について、連携する指定訪問看護事業所から協力を得るものとします。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 医療・介護連携推進会議への参加
- ④ その他必要な指導及び助言

(2) 夜間対応型訪問介護

(ア) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、夜間において計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

(イ) 運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

(ウ) 職員体制

職種	職務の内容	人員数
管理者	・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令	1名（常勤兼務）
オペレーター	・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応	提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）

	・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言	
訪問介護員職員	・夜間対応型訪問介護計画に沿った定期的な利用者宅巡回訪問	3名以上（常勤兼務）
面接相談員	・日中の面接等を通じて利用者の状況を把握する	1名以上（常勤兼務）

(エ) サービスの内容

夜間対応型訪問介護について、以下の2つの場合があります。

- | |
|--------------------------|
| イ) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 |
| ロ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

① 利用者負担金

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

② 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

イ) オペレーションセンターサービス(随時対応サービス)	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
ロ) 定期巡回サービス	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して夜間帯における日常生活上の世話・介護・介助を行います。
ハ) 随時訪問サービス	上記の随時対応サービスにおいて、随時訪問が必要だとオペレーターが判断した場合は、訪問介護員等が随時の訪問を行うサービス。

- ◇ 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- ◇ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは面接相談員、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ◇ 随時訪問サービスの提供にあたっては、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

③ サービス利用料金

サービス利用料金については、契約書別紙2「夜間対応型訪問介護 利用料金表（利用者負担金）」の通りとします。利用料金に変更がある場合は、契約書別紙2を差し替え、その都度覚書を締結します。

④ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者が実費分をご負担いただきます。
ロ) モバイル端末	サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

⑤ ご請求について

利用者は、「10. 利用料金のお支払い方法」からいずれかを選択し、利用者負担額をその選択した方法にて支払います。

⑥ サービスのキャンセル

利用者がサービスの利用の中止を選択する際は、速やかに事業者までご連絡ください。利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけお早めに事業者までご連絡ください。直前でのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください。（ただし、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。）

【夜間対応型訪問介護における定期巡回サービスをキャンセルした場合】

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日まで	無 料	
サービス利用の当日	予定サービスの 100%	

(3) 訪問介護

(ア) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、生活全般にわたる支援を行い、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

(イ) 運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持・回復を目指します。

(ウ) 職員体制

職種	職務の内容	人員数
管理者	・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令	1 名（常勤兼務）
サービス提供責任者	・サービスの利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・サービスの実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	1 名以上（常勤兼務）
訪問介護員	・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供	常勤換算法 2. 5 名以上（常勤兼務）

(エ) サービスの内容

- ① 「訪問介護」サービスは利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定めた者により行われる、入浴、排泄、食事等の介護他その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。
- ② サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で指定の時間帯において次頁の【サービス内容区分】の中から選択されたサービスを提供します。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護との併用はできません。

【サービス内容区分】（訪問介護）

＜生活援助＞	
1. 掃除 見守り	5. 配膳・下膳
2. 洗濯	6. 買物
3. ベッドメイク	7. 薬の受け取り
4. 調理	8. その他の家事（ ）
＜身体介護＞	
9. 排泄介助（トイレ）	22. 洗面介助
10. 排泄介助（ポータブルトイレ）	23. 身体整容
11. 排泄介助（尿器／便器）	24. 更衣介助
12. 排泄介助（おむつ）	25. ベッドメイク（介助含）
13. 食事介助	26. 体位交換
14. 水分補給	27. 移乗・移動介助
15. 服薬介助	28. 外出介助（通院）
16. 口腔ケア	29. 外出介助（買物）
17. 調理（専門的配慮有）	30. 外出介助（その他）
18. 清拭	31. 起床介助
19. 手浴・足浴	32. 就寝介助
20. 洗髪	33. 自立支援のための見守りの介助
21. 全身浴・シャワー浴	34. その他の介助（ ）

④ 利用者負担金

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

⑤ サービス利用料金

サービス利用料金については、契約書別紙3「訪問介護（利用者負担金）」の通りとします。利用料金に変更がある場合は、契約書別紙3を差し替え、その都度覚書を締結します。

⑥ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者が実費分をご負担いただきます。
ロ) モバイル端末	サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

⑦ ご請求について

利用者は、「10. 利用料金のお支払い方法」からいずれかを選択し、利用者負担額をその選択した方法にて支払います。

⑧ サービスのキャンセル

利用者がサービスの利用の中止を選択する際は、速やかに当事業所までご連絡ください。利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけお早めに当事業所へ連絡ください。直前でのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。)

【訪問介護サービスをキャンセルした場合】

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日まで	無 料	
サービス利用の当日	予定サービスの 100%	

【介護予防訪問介護サービスをキャンセルした場合】

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日まで	無 料	
サービス利用前 1 時間未満 のとき、及びキャンセルの 御連絡がないまま、サービ スにお伺いした場合	1,000 円	税別

10. 利用料金のお支払い方法

当事業所が提供する居宅介護サービスについては、1 か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

イ) 金融機関口座からの自動引き落とし

ロ) 下記指定口座への振り込み

十六銀行 岐阜中央支店 普通預金 1462931

社会福祉法人高佳会 理事長 高田 良彦

(その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接**社会福祉法人高佳会**に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ**社会福祉法人高佳会**の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

令和6年 3月 31

日

社会福祉法人 高佳会

(事業所) 所在地： 笠松町長池字宮代 3 5 2 - 1

法人名： 社会福祉法法人 高佳会

事業所名： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 アライブ

担当者名： _____

(利用者)

住所： _____

氏名： _____ 印

(家族又は代理人等)

住所： _____

氏名： _____ 印

【1】 サービス種類	【2】 説明日	【3】 同意日	【4】 終了日
事業所が利用者に提供する 居宅介護サービスの種類※	事業者が【1】について、 利用者に対して契約書及び 本書面に基づく重要な事項 の説明を行った日	利用者が【1】について、 契約書及び本書面に基づく 重要な事項の説明を受け、 個人情報の取扱いについて も十分理解し同意の上、交 付した日	利用者が【1】について、 サービスを終了した日
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	年 月 日	年 月 日	年 月 日

*1 代理人又は、立会人欄に署名された方（以下「ご署名者」といいます。）は同欄の署名をもって本契約に基づくサービス提供に必要

な範囲でご署名者の個人情報を提供することに同意したものとします。

*2 ご署名者は、利用者の家族情報がサービス提供に必要な場合には、ご署名者の責任において提供するものとします。

*3 主な介護者の個人情報が、サービス担当者会議等で必要になることがあります。そのため、利用者ご自身が契約締結される場合でも、

主な介護者の方の署名捺印を（代理人又は立会人）欄に記入していただきますようお願いいたします。

笠松いきいき倶楽部
小規模多機能型居宅介護事業所 アライブ
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(笠松町指定 第 2190600102 号)

当事業所はご利用者に対して小規模多機能型居宅介護び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 衛生管理について
8. 身体拘束について
9. 虐待防止について
10. 地域との連携について
11. 協力医療機関、バックアップ施設
12. 救急時の対応について
13. ご利用中の医療行為等について
14. 事故発生時の対応について
15. 非常災害時の対応について
16. 暴力等への対応について
17. 同姓介助について
18. サービス利用にあたっての留意事項.

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高佳会
(2) 法人所在地 岐阜県岐阜市玉井町 1 7
(3) 電話番号 0 5 8 - 2 6 7 - 1 2 9 4
(4) 代表者氏名 理事長 高田 良彦
(5) 設立年月日 平成 1 3 年 7 月 9 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護支援
笠松町指定 令和 1 年 1 1 月 1 日
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 笠松いきいき倶楽部
小規模多機能型居宅介護支援事業所 アライブ
- (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町長池字宮代 3 5 2 - 1
- (5) 電話番号 0 5 8 - 3 7 2 - 3 5 1 0
- (6) 管理者 仙石 和子
- (7) 当事業所の運営方針
ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 令和 1 年 1 1 月 1 日
- (9) 登録定員 2 9 人 (通いサービス定員 1 5 人、宿泊サービス定員 5 人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室 (個室)	5 室	
居間	24.872 m ²	
食堂	19.344 m ²	
浴室	23.4 m ²	
消防設備	スプリンクラー	

その他	ナースコール
-----	--------

※上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 笠松町、岐南町

(2) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

通いサービス 9時 ～ 16時

宿泊サービス 16時 ～ 9時

訪問サービス 24時間

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤		非常勤		常勤換算	職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務		
1. 管理者	人	1人	人	人	人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	人	1人	人	人	人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	人	9人	人	2人	人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	人	1人	人	1人	人	健康チェック等の医務業務

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の金額を利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、ご利用者様の介護保険負担割合証に記載してある割合に応じて、介護保険から給付されます。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者との協議の上、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

【サービスの概要】

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ オープンキッチンでご利用様が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・ ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ ご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ. 訪問サービス

- ・ ご利用者様の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で استفادهさせていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご利用者様もしくはそのご家族様等からの金銭または預貯金通帳、証書、書類などの受取、金銭・物品・飲食の授受

③ ご利用者様の居宅での飲酒・喫煙・飲食

④ ご利用者様の同居ご家族様に対する訪問サービス提供

⑤ ご利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除・庭掃除）

- ⑥ ご利用者もしくはそのご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他ご利用者もしくはそのご家族様等に行う迷惑行為

ウ．宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

【サービス利用料金】

ア．通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の単位数表によって、利用者の要介護度に応じた（介護予防）小規模多機能型居宅介護費に各種加算を加えた料金をお支払いいただくこととなります。

保険給付サービス	要介護度別に定めて定められた金額（省令により変更あり）を介護保険負担割合証の割合に応じて、介護保険給付額を除いた金額がご利用者負担額になります。 1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 登録日とはご利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日となり、登録終了日とはご利用者と事業所の利用契約を終了した日となります。

小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

1 単位＝10円

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	10,458単位	15,370単位	22,357単位	24,677単位	26,207単位

介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり） 1 単位＝10円

介護度	要支援 1	要支援 2
単位数	3,450単位	6,972単位

初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分のご利用者負担があります。30日を超える入院をされた後に再びご利用を開始した場合も同様です。

1 単位＝10円

単位数	30 単位
-----	-------

認知症加算（1月あたり、要介護のみ）

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（Ⅰ）、または要介護状態区分が要介護2であるご利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（Ⅱ）については、認知症加算Ⅰ・Ⅱとして下記のとおり加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ
単位数	760単位	460単位

看護職員配置加算（1月あたり、要介護のみ）

専ら小規模多機能型居宅介護の職務に従事する常勤の看護師（Ⅰ）、准看護師（Ⅱ）を1名以上配置、または常勤換算方法で看護職員を1名以上配置（Ⅲ）していることについて、看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして下記のとおり加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

	看護職員 配置加算Ⅰ	看護職員 配置加算Ⅱ	看護職員 配置加算Ⅲ
単位数	900 単位	700 単位	480 単位

総合マネジメント体制強化加算（1月あたり）

個別サービス計画について、ご利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行い、地域における活動への参加の機会が確保されていることについて総合マネジメント体制強化加算として下記の通り加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

単位数	1200 単位
-----	---------

生活機能向上加算（1 月あたり）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）すること（Ⅰ）、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行い、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること（Ⅱ）について生活機能向上加算Ⅰ・Ⅱとして下記のとおり加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

	生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上加算Ⅱ
単位数	100単位	200 単位

訪問体制強化加算（1 月あたり）※支給限度額外

訪問サービスを担当する常勤の従業者を2 名以上配置するとともに、算定月における延べ訪問回数が1 月あたり200 回以上であることについて訪問体制強化加算として下記の通り加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

単位数	1000 単位
-----	---------

科学的介護推進体制加算（1 月あたり）

国の定める情報システムに登録し科学的に介護を検証した施設に対して算定される加算

1 単位＝10円

単位数	40 単位
-----	-------

看取り連携体制加算（1 日あたり・死亡日から死亡日前30 日以下まで）

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又はご家族の求め等に応じ介護職員、看護職員等から介護記録等入居者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受ける事について看取り連携体制加算として下記の通り加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

単位数	64 単位

介護職員処遇改善加算

：基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、10.2%が加算されます。

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用様の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりもご利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ご利用様と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご利用様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用様に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用様の負担額を変更します。

介護職員等特定処遇改善加算

：基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、1.2%が加算されます。

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用様の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりもご利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ご利用様と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご利用様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己

負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者様に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

介護職員等ベースアップ等支援加算

：基本料金に各種加算を足した1ヶ月の総単位数に対し、1.7%が加算されます。

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者様の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりもご利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ご利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者様に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

栄養スクリーニング加算（6か月に1回）

ご利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該ご利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合について栄養スクリーニング加算として下記の通り加算分のご利用者負担があります。

1 単位＝10円

単位数	20 単位
-----	-------

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

ア．食事の提供（食事代）

ご利用者様に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食： 400円 昼食： 700円 夕食： 550円 おやつ 100円

イ．宿泊に要する費用

ご利用者様に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 800 円

ウ．おむつ代 1枚 100 円

エ．レクリエーション、クラブ活動

ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金は、材料代等の実費をいただきます。

オ．理美容代 実費

カ．その他 個別に希望される日用品・食事等

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金は1ヶ月ごとに計算し、自動口座引落としにより、翌月27日までにお支払ください。

（４）利用の中止、変更、追加

（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつご利用者様の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆5.（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（２）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者様の体調不良等正当

な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 100%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様のご希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。

(5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所は、ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を定め、またはその実施状況进行评估します。計画の内容は書面にて記載して、ご利用者様・ご家族様に説明の上交付します。また、ご利用者様の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口：笠松いきいき倶楽部
電話番号 / 058-372-3510
受付時間 / 8:30～17:30
担当者 / 武藤 一樹

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 笠松町役場健康介護課
電話番号 058-388-7171
受付時間 月曜～金曜 / 8:30～17:15
(但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く)
- ・ 岐阜県国保連合会介護・障害課内 苦情相談係
電話番号 058-275-9826
受付時間 月曜～金曜 / 9:00～17:00
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く

7. 衛生管理について

ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

(1) 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、職員への衛生管理に関する研修を年2回行います。

(2) 他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

8. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様やそのご家族様に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、職員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用

者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 地域との連携について

(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(2) 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける機会をつくるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご利用者様の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関・施設】

医療機関名 松波総合病院（内科・外科）

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

電話番号 058-388-0111

医療機関名 ぎふデンタルフォレスト（歯科）

所在地 岐阜県岐阜市伊奈波通3丁目12-5

電話番号 058-266-5611

施設名 松波総合病院 介護老人福祉施設

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

電話番号 058-388-0322

12. 緊急時の対応について

サービス提供中に容態の変化等があった場合や、他のご利用者様への影響が懸念される症状が認められた場合には、看護師または介護職員の判断により、速やかに事前にお聞きしてある主治医、緊急連絡先にあるご家族様等へ連絡を行う等必要な措置を講じるとも

に、ご利用様が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

1 3. 利用中の医療行為等について

サービス利用期間中は、ご利用様の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。投薬等につき、必要に応じて医療連携させていただきますが、医療の内容によってはサービスをご利用いただけない場合がございます。

サービスご利用中に行った処置等に伴う持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）は、ご利用様の負担としてサービス利用料と併せて請求させていただきます。ご利用当日の体調（発熱・風邪等）によっては、ご利用を見合わせていただく場合や、ご利用時の体調不良によってはご利用を中止し、ご家族に受診をお願いする場合がございます。

1 4. 事故発生時の対応について

ご利用者様本人に対する人身事故又はご利用者様宅物品に対する損害が認められた場合は、必要に応じご家族様、保険者に連絡し、保険会社との相談の上で対応します。細心の注意を払ってサービスを提供しますが、万が一の事故に対しては、緊急の処置を含む最善と考えられる対応を行います。その場合には、処置に要した費用を負担して頂くことがあります。サービスを提供する上で起こりうる危険性・偶発的な事故などについて、十分にご理解をお願いします。

1 5. 非常災害時等の対応について

- (1) 非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくと共に非常災害に備えて定期的に訓練を行い、職員への周知を行います。
- (2) 暴風雨警報、地震警戒警報発令時、積雪時等には通所介護が提供できない場合がありますのでご了承下さい。

1 6. 暴力等への対応について

ご利用者様とともに職員の人権を守る観点から、暴力（性的なセクハラ行為のものも含む）等があった場合、サービスを中止することがあります。

1 7. 同姓介助について

基本的に同姓の職員による介助を行います。人員の配置において、異性の職員が介助に入る場合があります。

1 8. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

- (2) 履きなれた靴をお持ち下さい（ゴム底のかかとの低いものが滑らず安全です）。
- (3) 交通事情により、送迎時間が多少前後することがありますのでご了承下さい。
- (4) 入院、入所などは必ずご連絡下さい。
- (5) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (6) 所持金等貴重品は、自己の責任で管理してください。火気類や刃物等の持ち込みは禁止致します。
- (7) 所定の場所以外での喫煙はご遠慮下さい。また、タバコとライターは防災管理上施設でお預かりさせていただきます。
- (8) 飲食物を持ち込まれる場合は、必ず職員に声をかけていただきますよう、お願いします。
- (9) 当施設の「泊りサービス」を利用している場合には、ご利用者様の希望により、医療機関において、診察の治療を受けることができます。ただし、医療機関に係る費用は、別途請求させていただきます。
また、毎年インフルエンザの予防接種を受けていただくよう、ご協力をお願いします。
- (10) ご利用者様の顔写真を撮影させていただきます。搜索など、緊急やむを得ない場合には警察に開示させていただきます。
- (11) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (12) 故意による他の利用者への迷惑・危険行為、セクハラ行為を行う場合はサービスの中止をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

笠松いきいき倶楽部 小規模多機能型居宅介護事業所 アライブ

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

ご利用者様 住所

氏名 印

ご家族様又は代理人

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規程に基づき、ご利用申込者様またはそのご家族様への重要事項説明のために作成したものです。